

米国仮出願が特許取得のために有効活用されていることを示す
最近の統計データ

2016年12月19日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

米国の特許プラクティスにおける仮出願（37 CFR 1.53(c)、MPEP 201.04(b)参照）は、クレーム（35 U.S.C. 111(b)(2)参照）、IDS、および宣誓書／宣言書を必須の手続要件としていません。但し、仮出願から12ヶ月以内に通常特許出願（Non-provisional Application）へ移行するか、通常特許出願への変更要求をするか、あるいは、仮出願を優先権主張の基礎としてPCTに基づいて国際出願をファイルする必要があります（37 CFR 1.53(c)(3)参照）。

仮出願の出願料（オフィシャルフィー）は、\$260（Large entityの場合）と比較的低く設定されています（37 CFR 1.16(d)）。但し、仮出願としての権利を享受するためには、35 U.S.C. 112に規定の記載要件と実施可能要件とを充足する必要があります。また、仮出願後に通常特許出願をした場合の特許権存続期間の起算点は、当該通常特許出願の出願日となる（35 U.S.C. 154(a)(2)参照）のに対し、仮出願をした後に通常特許出願へ変更要求をした場合の特許権存続期間の起算点は、仮出願の出願日となります（37 CFR 1.53(c)(3)参照）。この点でも、特許権存続期間の観点から、医薬品分野等において仮出願は有効な出願形態であると言えます。

このように、種々の利点を有する仮出願の最近の統計データを交えて、仮出願の利用価値の高さについて以下に説明します。

【全5頁】

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

< 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>
< 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>
< 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>
< 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
< 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。